

◎新潟県告示第590号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、胎内市の築地土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和7年5月23日

新潟県新発田地域振興局長

1 就 任

理事	胎内市築地1805番地	長津 茂富 (理事長)
〃	〃 山王1067番地	水澤 正明
〃	〃 築地1813番地 1	赤塚 栄一
〃	〃 村松浜1052番地	小林 正樹
〃	〃 宮川810番地	橋本 聡
監事	〃 村松浜1112番地	渡辺 秀敏
〃	〃 中村浜1155番地 1	小川 勝己

就任年月日 令和7年4月26日

2 退 任

理事	胎内市築地1805番地	長津 茂富 (理事長)
〃	〃 山王1067番地	水澤 正明
〃	〃 築地1813番地 1	赤塚 栄一
〃	〃 村松浜1052番地	小林 正樹
〃	〃 宮川810番地	橋本 聡
監事	〃 中村浜913番地	佐藤 直文
〃	〃 村松浜1112番地	渡辺 秀敏

退任年月日 令和7年4月25日